

環境生活農林水産常任委員会関係

| 受理 番号 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 ・ 紹 介 議 員 | 提出された 定例会・会議 |
|----------|--|--|-----------------|
| 請 2 | <p>(件 名) 伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて</p> <p>(要 旨) 伊賀市阿波地区において、産業廃棄物最終処分場の開発計画が持ち上がっていると聞いているが、この最終処分場の設置に関し、生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを県が審査するに当たっては、慎重に行っていただくことを請願する。</p> <p>(理 由) 旧大山田村地域は、青山高原及び布引山地の北方面に位置し、山田、布引及び阿波の3地区から成り立っており、きれいな空気及び清流並びに豊かな森林田畑に恵まれ、昔から農林業を主な生業としている。 今般、この自然豊かな山林に、産業廃棄物最終処分場を開発する計画が持ち上がり、現在、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく生活環境影響調査を実施している。 この開発計画には、多くの危険性が想定され、旧大山田村地域のきれいな空気及び清流並びに豊かな森林田畑に対し、大きな影響を与えかねないものである。しかし、阿波地域住民自治協議会には、事業者から簡単な計画書は提出されているが、十分な説明はなく、地元住民に対する説明も全くない。</p> | <p>伊賀市猿野1337番地 阿波地域住民自治協議会 会長 奥井 威夫</p> <p>ほか2名</p> <p>(紹介議員) 龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 山内 道明 稲森 稔尚 小島 智子 森野 真治 藤田 宜三 村林 聡 長田 隆尚 青木 謙順</p> | <p>5年・9月</p> |

| 受理 番号 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 ・ 紹 介 議 員 | 提出された 定例会・会議 |
|----------|--|-----------------|-----------------|
| | <p>このような状況の中で、住民の不安や不信の声が日々高まっており、本年6月に行った署名活動において、建設予定地の阿波地区では居住者数935名のうち785名が、旧大山田村地域の合計では居住者数4,787名のうち3,048名が反対署名を行っている。</p> <p>したがって、この最終処分場の設置に関し、生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを県が審査するに当たっては、慎重に行っていただくことを求める。</p> | | |

環境生活農林水産常任委員会関係

| 受理 番号 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 ・ 紹 介 議 員 | 提出された 定例会・会議 |
|----------|---|---|-----------------|
| 請 3 | <p>(件 名) 客引き等防止条例の制定を求めることについて</p> <p>(要 旨) 三重県において、県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等を規制し、厳しい罰則を科す「客引き等の防止に関する条例（仮称）」（以下「客引き等防止条例」という。）を速やかに制定いただくよう請願する。</p> <p>(理 由) 三重県社交飲食業生活衛生同業組合（以下「社交組合」という。）とは、三重県下においてバー、ナイトクラブ、スナック、居酒屋等の県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生業を営む事業者で構成された組合である。社交組合には現在約400店の組合員がおり、それぞれお客様の安全安心を提供すべく、日々努力を重ねながら営業を行っている。</p> <p>一方、3年以上にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響を一番に受けた業界でもあり、さらに、昨今のエネルギー価格及び仕入価格の高騰等の影響により、今後の営業の存続さえ危ぶまれる組合員が多数いるような状況である。</p> | <p>鈴鹿市阿古曾町19-11 三重県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 伊藤 素近</p> <p>(紹介議員) 龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 山内 道明 田中 智也 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 長田 隆尚</p> | 5年・9月 |

| 受理 番号 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 ・ 紹 介 議 員 | 提出された 定例会・会議 |
|----------|--|-----------------|-----------------|
| | <p>そのような中、県内の繁華街では、県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等が至る所で行われているのが現状である。「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」において規制がなされているものの、それぞれの対象が限られており、悪質な客引き等を十分に取り締まることができない。また、四日市市において、規制の網から漏れた客引き等に対して取締りを行う「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」が制定されているものの、他の市町においては同様の条例が必ずしも制定されていない。</p> <p>厳しい経営環境にある中、組合員は安全安心な繁華街という印象を守りながら営業を行っているところであるが、そのような繁華街の印象を破壊する悪質な客引き等が見過ごされていることは、非常に深刻な問題である。</p> <p>したがって、三重県において、県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等を規制し、厳しい罰則を科す客引き等防止条例を速やかに制定することを求める。</p> | | |